

テレビCMを見て電話注文したら定期コースを勧められた！

事例

1か月前、テレビCMで2週間分のヒアルロン酸のサプリが1000円と安かったので、注文しようと電話をしたところ、「長く飲まないと効果が感じられないですよ。今なら定期コースを申込みと、通常価格5400円のところ、半額の2700円で購入できる。送料無料、2週間分のサプリは無料で差上げます」と勧められて注文した。後日、商品が届きコンビニで2700円を支払った。本日、同じ商品が届いたが、1袋5400円と料金が高い。最初は、1000円の商品を注文するはずだった。解約したい。
(80代女性)



アドバイス

- テレビ番組やCMなどで、健康食品や化粧品などお買得の商品を見て電話をすると、定期コースの商品を勧められたとの相談を受けています。
- 1回限りのつもりで電話をしても、定期コースを勧められる場合があります。最初は割引価格や送料無料であっても、2回目から料金が通常価格になる場合がありますので注意が必要です。
- 一般的に、自分から電話をして注文した場合、通信販売のためクーリング・オフができません。返品やキャンセルなどは事業者の定めたルールに従うことになります。
- 事業者から電話で定期コースを勧められて契約した場合は、電話勧誘販売であるため商品を受取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます。
- 事例の場合、未開封ですぐに事業者に申し出たところ、送料を自己負担で解約返品にに応じてもらいました。
- 困ったとき、心配なときは、消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

